

## 高山村乳幼児家庭育児給付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭で育児を行う世帯に対し村内で使用が可能な商品券を交付することにより子育て世帯の経済的負担を軽減し、地域における少子化対策に資することを目的として、その給付について、高山村補助金等交付規則（昭和55年高山村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 当該年度4月1日現在において、満3歳未満の児童をいう。
- (2) 保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項及び第39条の規定による保護者に代わって日々保育する施設をいう。
- (3) 商品券 高山村商工会が行うプレミアム付き商品券発行事業に合わせ、村が発行する2万円相当の商品券をいう。

### (交付対象世帯)

第3条 第1条の交付を受けることができる対象世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 乳幼児を保育施設に預けず、家庭で育児をしている者であること。
- (2) 乳幼児及び親権者とも村内に住所を有する者であること。

### (商品券の交付)

第4条 商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山村乳幼児家庭育児給付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めたときは、申請者に高山村乳幼児家庭育児給付金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知し、商品券を交付する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。